

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

| 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | |
|--|------|---|---|--------|--|------|---|---|--------|
| 1.～3. 略 | | | | | 1.～3. 略 | | | | |
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | | | | | 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | | | | |
| [1] 略 | | | | | [1] 略 | | | | |
| [2] 具体的事業の内容 | | | | | [2] 具体的事業の内容 | | | | |
| (1)～(2)①略 | | | | | (1)～(2)①略 | | | | |
| (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 | | | | | (2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 | | | | |
| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 | 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】 都市計画道路の整備にあわせて、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～令和6年度 | 長崎市 | 当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。 | 【措置の内容】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度 | | 【事業名】 市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業 【内容】 都市計画道路の整備にあわせて、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 位置：稲田町ほか 【実施時期】 平成29年度～令和2年度 | 長崎市 | 当路線は、そのほとんどが、館内・新地地区景観形成重点地区に位置しており、景観に配慮した整備が必要である。また、防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う。 都市の良好な景観を創出し、まちなかの回遊性向上に寄与するため、中心市街地の活性化のために必要な事業である。 | 【措置の内容】 防災・安全交付金(道路事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度 | |
| 【事業名】 公共下水道事業 【内容】 長崎駅周辺及びまちなかエリアの浸水被害防止のための雨水排除対策を行う (雨水渠 L=1,765m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成25年度～令和4年度 | 長崎市 | 長崎駅周辺土地区画整理事業施工地内の中部第三排水区及びまちなかエリアである築町排水区、中部シントキ排水区において、雨水排除のための施設整備を行う。 長崎駅周辺及びまちなかエリアの生活空間の防災機能向上及び安全確保並びに、快適で安心な拠点施設の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度 | | 【事業名】 公共下水道事業 【内容】 長崎駅周辺及びまちなかエリアの浸水被害防止のための雨水排除対策を行う (雨水渠 L=1,765m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成25年度～令和3年度 | 長崎市 | 長崎駅周辺土地区画整理事業施工地内の中部第三排水区及びまちなかエリアである築町排水区、中部シントキ排水区において、雨水排除のための施設整備を行う。 長崎駅周辺及びまちなかエリアの生活空間の防災機能向上及び安全確保並びに、快適で安心な拠点施設の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～3年度 | |
| 【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 | 長崎市 | 長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存 | 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道 | | 【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 | 長崎市 | 長崎駅周辺の主要幹線道路の渋滞緩和と交通の円滑化、歩行者の安全確保等を図るため既存 | 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道 | |

| | | | | |
|---|-----|--|--|-----|
| 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う(L=110m) 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～ 令和9年度 (略) | (略) | 道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 路事業(街路) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度 (略) | (略) |
|---|-----|--|--|-----|

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う 位置：五島町恵美須町1号線ほか 【実施時期】 平成25年度～令和4年度 (略) | 長崎市 | 長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和4年度 (略) | (略) |
| 【事業名】 まちなみ整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=90m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成26年度～ 令和4年度 | 長崎市 | 都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～4年度 (略) | (略) |

| | | | | |
|---|-----|--|--|-----|
| 【内容】 長崎駅周辺の主要幹線道路の拡幅改良を行う(L=110m) 位置：大黒町ほか 【実施時期】 平成26年度～ 令和2年度 (略) | (略) | 道路の拡幅整備を行う。 長崎駅周辺とまちなかとの連携強化により、回遊性の向上や賑わいの創出が見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 路事業(街路) [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度 (略) | (略) |
|---|-----|--|--|-----|

(3) 中心市街地活性化に資するその他の支援措置に関する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 岩原川周辺環境整備事業 【内容】 都市下水路とその両側に接する道路を一体的に整備し、賑わいのある空間づくりを行う 位置：五島町恵美須町1号線ほか 【実施時期】 平成25年度～令和4年度 (略) | 長崎市 | 長崎駅周辺とまちなかを結ぶ水辺沿いの歩行者動線として、水と緑と賑わいのある空間を整備する。 まちなかの賑わいを創出し、魅力や回遊性の向上に寄与することが見込まれるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和3～4年度 (略) | (略) |
| 【事業名】 まちなみ整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業 【内容】 長崎駅周辺地区における幹線道路網の形成を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=60m) 位置：尾上町ほか 【実施時期】 平成26年度～ 令和2年度 | 長崎市 | 都市計画道路長崎駅中央通り線は、国道と長崎駅周辺地区、浦上川線を結ぶ幹線道路であり、交通渋滞の緩和や長崎駅周辺の回遊性の向上に寄与する事業である。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2年度 (略) | (略) |

| | | | | | | | | | |
|--|-----|--|--|-----|--|-----|--|---|-----|
| 【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 【事業名】 都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業 【内容】 長崎駅周辺再整備事業により創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha 【実施時期】 平成30年度～ <u>令和5年度</u> | 長崎市 | 新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和2～4年度</u> | | 【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業 【内容】 長崎駅周辺再整備事業により創出された賑わいを周辺地区へ波及させるため、交通結節機能の強化や案内板等の整備を行う 位置：尾上町ほか 面積：A=31ha 【実施時期】 平成30年度～ <u>令和3年度</u> | 長崎市 | 新たに建設される新幹線・在来線の駅舎の周辺において、周辺地域や2次交通の乗り場へ来訪者をスムーズに誘導するためのサインや歩行支援施設等の整備を行う。 国際観光都市長崎の玄関口に相応しい都市拠点を形成し、快適な回遊拠点、交通環境の改善などを基本に整備を行うことは、まちなかの賑わいの創出と回遊性の向上、商業・業務機能の集積促進に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和2～3年度</u> | |
| 【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～4年度 | 長崎市 | 新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 <u>都市構造再編集集中支援事業</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和2～4年度</u> | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 文化財保存整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 【事業名】 文化財保存整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の問題がある旧グラバー住宅の耐震補強を含めた保存修理を行う 位置：南山手町 【実施時期】 平成30年度～ <u>令和3年度</u> | 長崎市 | 旧グラバー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧グラバー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 <u>令和2～3年度</u> | | 【事業名】 旧グラバー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の問題がある旧グラバー住宅の耐震補強を含めた保存修理を行う 位置：南山手町 【実施時期】 平成30年度～ <u>令和2年度</u> | 長崎市 | 旧グラバー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧グラバー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 <u>令和2年度</u> | |
| | | | | | (4)からの移設 | | | | |

| | | | | |
|---|-----|--|--|-----|
| 【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和元～7年度 | 長崎市 | 旧オルト住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和2～6年度 | |
| 【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 【内容】 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う 位置：出島町 【実施時期】 平成8年度～ | 長崎市 | 復元再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和4年度～ | |
| 【事業名】 旧リンガー住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧リンガー住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和5～11年度 | 長崎市 | 旧リンガー住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。 旧リンガー住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和5～6年度 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|------------------------------|------|----------------------------|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 公園施設整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|---|-----|--|--|-----|
| 【事業名】 旧オルト住宅保存整備事業 【内容】 経年等による劣化や構造上の弱点がある旧オルト住宅の耐震補強を含めた保存修理事業を行う 位置：南山手町 【実施時期】 令和2～6年度 | 長崎市 | 旧オルト住宅（国指定重要文化財）の老朽化への対応と耐震化のため保存修理事業を行う。旧オルト住宅は、往時の姿をそのまま留めており、観光客が多いグラバー園内に位置しているため、異国情緒という長崎の魅力強く発信する力がある。これを保存修理することは、観光資源としての魅力向上と回遊性の向上による賑わいの創出に寄与することから中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和2～6年度 | |
| 【事業名】 出島和蘭商館跡復元事業 【内容】 史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画に基づき、19世紀初頭の出島の復元を目指し、代表的な建物の復元や調度品などの展示整備を行う 位置：出島町 【実施時期】 平成8年度～ | 長崎市 | 復元再現された建造物が往時の出島の雰囲気醸成させ、さらなる観光客の増加と賑わいの創出が見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 [文部科学省] 【実施時期】 令和2年度～ | |
| 新規追加 | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|------------------------------|------|----------------------------|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 公園施設整備事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | 心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
|--|--|---|--|--|

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) ~ (2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|------------------------------------|------|----------------------------|---------------|--------|
| 【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|--|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 県庁舎跡地活用事業 [再掲] 【内容】 県庁舎跡地において、「広場」「交流・おもてなしの空間」などの機能を中心にし、賑わい創出の場、歴史・情報発信の場等を整備する 位置：江戸町 【実施時期】 平成26～令和7年度 | 長崎県 | 県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、「賑わいと憩いの場を創出する広場」「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」等の機能を整備し、その連携により相乗効果を発揮させるもの。 県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。 旧県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的 | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | や松が枝国際観光船ふ頭等と中心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
|--|--|---|--|--|

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) ~ (2) ②略

(3) 中心市街地活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|------------------------------------|------|----------------------------|---------------|--------|
| 【事業名】 交流拠点施設整備事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 市庁舎跡地活用事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 県庁舎跡地活用事業 [再掲] 【内容】 県庁舎跡地において、「広場」「交流・おもてなしの空間」「文化芸術ホール」などの主要機能を中心にし、賑わい創出の場、歴史・情報発信の場等を整備する 位置：江戸町 【実施時期】 平成26～令和7年度 | 長崎県 | 県庁舎跡地については、歴史的・文化的価値を活かしながら、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を実現するため、「賑わいと憩いの場を創出する広場」「歴史・観光情報の発信等を行う交流・おもてなしの空間」「質の高い文化芸術ホール」の3つの主要機能を整備し、その連携により相乗効果を発揮させるもの。 県庁舎の移転後の跡地を、賑わいの創出の場、歴史・情報発信の場として整備するもの。 旧県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった場所であり、長崎駅や松が枝国際観光船ふ頭等と中 | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
|--|--|---|--|--|

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--|--------|
| 削除 | | | | |
| 【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】 音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催することにより、まちなかの賑わい | 長崎市 | 本市の中心商業地において、音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月 | 区域内 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | 心部の商店街等をつなぐ地理的にも重要な位置にあり、また出島にも隣接することから、ここを市民や観光客の交流による賑わいの場、吸引力のある回遊性の拠点として整備することは、中心市街地の回遊性の向上・賑わいの創出に大きく寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
|--|--|---|--|--|

6. 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|--|--------|
| 【事業名】 中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業 【内容】 中心市街地の商店街等が行う大型店等との連携事業、イベントの開催など商店街の役割をステップアップさせると認められるソフト事業への補助を行う 【実施時期】 平成27年度～ | 長崎市 | 古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の商業環境を魅力的なものにするためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。 本事業においては、中心市街地の商店街が行う大型店との連携事業や今後増加が見込まれる観光客の取り込みを目的とした事業等に支援を行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月 | 区域内 |
| 【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】 音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術 | 長崎市 | 本市の中心商業地において、音楽をはじめ舞踊、演劇などのステージを開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年4月～7年3月 | 区域内 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|------------------------|--|-----------------------------------|-----|-----|--|------------------------|--|--|------------|-----|
| の創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する | | | | | | 文化活動の発表や鑑賞の場を提供する | | | | | |
| 【実施時期】 平成 27 年度～ | | | | | | 【実施時期】 平成 27 年度～ | | | | | |
| 【事業名】 長崎さるく (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 【事業名】 長崎さるく (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 長崎帆船まつり | 長崎帆船まつり実行委員会 | 4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] | 区域内 | | 【事業名】 長崎帆船まつり | 長崎帆船まつり実行委員会 | 4月下旬に長崎港において長崎帆船まつりを開催することで、観光客や市民の賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] | 区域内 | |
| 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る | | | 【実施時期】 <u>令和3年4月</u> ～ 7年3月 | | | 【内容】 長崎港に国内外の帆船を招聘し、新たな賑わいの場を創出し、観光や地域の活性化及び港、海に対する啓発を図る | | | 【実施時期】 <u>令和2年4月</u> ～ 7年3月 | | |
| 【実施時期】 平成 12 年度～ | | | | | | 【実施時期】 平成 12 年度～ | | | | | |
| 【事業名】 長崎くんち | 長崎伝統芸能振興会 (長崎商工会議所) | 毎年10月7日から9日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] | 区域内 | | 【事業名】 長崎くんち | 長崎伝統芸能振興会 (長崎商工会議所) | 毎年10月7日から9日まで行われる長崎くんちでは、踊町を中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] | 区域内 | |
| 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る | | | 【実施時期】 <u>令和3年4月</u> ～ 7年3月 | | | 【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る | | | 【実施時期】 <u>令和2年4月</u> ～ 7年3月 | | |
| 【実施時期】 昭和 50 年度以前～ | | | | | | 【実施時期】 昭和 50 年度以前～ | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | 【事業名】 中島川周辺活性化事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 削除 | | | | | | 【事業名】 <u>観光イルミネーション事業</u> | <u>長崎市</u> | <u>平成 21 年度から実施しているイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとして定着している。</u> | 【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] | <u>区域内</u> | |
| | | | | | | 【内容】 <u>グラバー園でのイルミネーションを訴求力のある観光素材とし、長崎の夜景イベントとしての定着を図る</u> | | <u>イルミネーションの明かりにより、夜のまちなみの魅力向上し、夜型観光の推進を図ること</u> で、 <u>中心市街地への誘客による賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u> | 【実施時期】 <u>令和 2 年 4 月～</u> <u>7 年 3 月</u> | | |
| | | | | | | 【実施時期】 <u>平成 21 年度～</u> | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|---|--|-----|--|-----------------------|--|--|-----|
| <p>【事業名】 長崎ペーロン選手権大会</p> <p>【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらい、観光客増加を図る</p> <p>【実施時期】 昭和 52 年度～</p> | 長崎ペーロン選手権大会実行委員会 | ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和 3 年 4 月</u>～7 年 3 月</p> | 区域内 | <p>【事業名】 長崎ペーロン選手権大会</p> <p>【内容】 長崎の伝統行事であるペーロンを市民、観光客に広く認知してもらい、観光客増加を図る</p> <p>【実施時期】 昭和 52 年度～</p> | 長崎ペーロン選手権大会実行委員会 | ペーロン選手権大会に来場する観光客や市民を、中心市街地に誘客し、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和 2 年 4 月</u>～7 年 3 月</p> | 区域内 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>【事業名】 長崎開港 450 周年記念事業 (略)</p> | (略) | (略) | (略) | (略) | <p>【事業名】 長崎開港 450 周年記念事業 (略)</p> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ</p> <p>【内容】 CO2の排出量削減につながる市民参加型の環境イベントを行い、賑わいの創出を図る</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p> | ながさきエコライフ実行委員会 | <u>市内中心部</u> において「ながさきエコライフ・フェスタ」を開催することで、長崎市内外にお住いの方が中心市街地を訪れるきっかけとなり、賑わいを生み出すことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～7 年 3 月</p> | 区域内 | <p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ</p> <p>【内容】 CO2の排出量削減につながる市民参加型の環境イベントを行い、賑わいの創出を図る</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～</p> | ながさきエコライフ実行委員会 | <u>11月頃に長崎水辺の森公園及びその周辺部</u> において「ながさきエコライフ・フェスタ」を開催することで、長崎市内外にお住いの方が中心市街地を訪れるきっかけとなり、賑わいを生み出すことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 令和 2 年 4 月～7 年 3 月</p> | 区域内 |
| <p>【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭</p> <p>【内容】 地元農水産物の展示・販売を行う、ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興を図る</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p> | ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会 | 11月にながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地元農水産物の情報を発信するとともに、市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和 3 年 4 月</u>～7 年 3 月</p> | 区域内 | <p>【事業名】 ながさき実り・恵みの感謝祭</p> <p>【内容】 地元農水産物の展示・販売を行う、ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地産地消の推進と長崎市の農水産業の維持振興を図る</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度～</p> | ながさき実り・恵みの感謝祭長崎市実行委員会 | 11月に <u>水辺の森公園周辺において</u> ながさき実り・恵みの感謝祭を開催することで、地元農水産物の情報を発信するとともに、市民の賑わいを生み出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 <u>令和 2 年 4 月</u>～7 年 3 月</p> | 区域内 |
| (4)に移設 | | | | | <p>【事業名】 商店街持続化推進事業</p> <p>【内容】 専門家のアドバイスを受けながら、課題解決に向けた実践的活動を通じ、商業</p> | 長崎市 | 中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、実践的活動を通じて事業者の人材育成と商店街・事業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進することから、 | <p>【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省]</p> <p>【実施時期】</p> | 区域内 |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|--|-----|--|---|-----|--|--|-----|
| | | | | | | 者の人材育成と、商店街・商業者間のネットワークの構築を図る | | 中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 令和2年4月～7年3月 | |
| 【事業名】 まちなか商店街誘客事業 【内容】 小売業・飲食店を営む小規模事業者が行う外国人観光客等の誘客促進及び消費拡大への取組みを支援する 【実施時期】 平成27年度～ | 長崎市 | 世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録を背景に、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。 本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う個店等を支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月 | 区域内 | | 【事業名】 まちなか商店街誘客事業 【内容】 小売業・飲食店を営む小規模事業者が行う外国人観光客等の誘客促進及び消費拡大への取組みを支援する 【実施時期】 平成27年度～ | 長崎市 | 世界新三大夜景の認定や2つの世界遺産登録を背景に、国内外からの観光客の増加が見込まれる中、これらの観光客を観光地だけでなく、まちなかの商店街へ誘客し、受け入れる体制を整備することが、中心市街地の活性化に大きく寄与する。 本事業においては、外国人観光客等の受け入れに関して現状の課題を分析し、課題解決に向けた取り組みを行う個店等を支援し、外国人観光客等をまちなか商店街へ誘客しようとするものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和2年7月～7年3月 | 区域内 |
| 【事業名】 商店街体制強化支援事業 【内容】 商店街の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力向上させる取組みに対して支援を行う。 【実施時期】 令和2年度～ | 長崎市 | 【位置付け】 中心市街地の商店街が行う商店街内の事業者を対象とした経営支援セミナー、おもてなし向上セミナーの開催等の個店を強化する取組み及び商店街活動の魅力向上させるイベントの開催等の取組みなどに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月 | 区域内 | | | | | | |
| 【事業名】 商店街にぎわい創出事業 【内容】 商店街活性化のための個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対して支援を行う 【実施時期】 令和2年度～ | 長崎市 | 【位置付け】 中心市街地の商店街が行う個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催などのソフト事業に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。 | 【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月 | 区域内 | | | | | | |
| 【事業名】 新たにぎわい創出事業 | 長崎市 | 【位置付け】 中心市街地の商店街が行う地 | 【措置の内容】 中心市街地活 | 区域内 | | | | | | |
| | | | | | | 新規追加 | | | | |
| | | | | | | 新規追加 | | | | |

| | | | | |
|--|-----|--|---|-----|
| <p>【内容】 商店街等が行う地域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などへの補助を行う</p> <p>【実施時期】 令和2年度～</p> | | <p>域を巻き込んだイベントやフェアの開催、異業種連携による新たなサービスの開発・提供、商業者が集まって取り組む地域の課題解決などに対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</p> | <p>性化ソフト事業 [総務省]</p> <p>【実施時期】 令和3年4月～7年3月</p> | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|----------------------------|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>【事業名】 まちMICEプロジェクト (略)</p> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 削除 | | | | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--------------|------|----------------------------|---------------|--------|
| 削除 | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 新規追加 | | | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|---------------|---|--|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>【事業名】 まちMICEプロジェクト (略)</p> | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>【事業名】 長崎平和マラソン</p> <p>【内容】 被爆75年に長崎市初のフルマラソン大会を開催し、平和の発信やスポーツの振興及び地域経済活性化を図る</p> <p>【実施時期】 令和元～2年度</p> | 長崎平和マラソン実行委員会 | 長崎市初のフルマラソン大会「長崎平和マラソン」を開催し、被爆地長崎から平和のメッセージを発信するとともに、本市のスポーツ振興、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るものであり、中心市街地の賑わい創出にもつながることから、中心地の活性化に必要な事業である。 | <p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和2年度</p> | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|---------------|--------|
| <p>【事業名】 商店街賑わい整備事業</p> <p>【内容】 商店街共同施設の機能向上に係る事業等への助成を行い、商業活性化を図る</p> <p>【実施時期】 平成30年度～</p> | 長崎市 | 中心市街地活性化のためには、まちなかの既存商店街の活力向上が欠かせない。本事業においては、商店街の機能向上を図る事業に対し支援を行うものであり、賑わいの創出、快適な商店街の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | |
|--|-----|---|-----|-----|
| 【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 商店街持続化推進事業 【内容】 専門家のアドバイスを受けながら、課題解決に向けた実践的活動を通じ、商業者の人材育成と、商店街・商業者間のネットワークの構築を図る 【実施時期】 平成30年度～ | 長崎市 | 中心市街地活性化のためには、商店街が存続・発展していくことが重要であり、実践的活動を通じて商業者の人材育成と商店街・商業者間のネットワークづくりにつなげ、持続可能な商業活動を促進することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | | |
| 【事業名】 <u>商店街活性化プラン策定支援事業</u> 【内容】 <u>商店街活性化プラン策定に対して支援を行う</u> 【実施時期】 <u>令和2年度～</u> | 長崎市 | <u>古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の経済活力を向上するためには、まちなかの既存商店街の魅力と活力の向上が欠かせない。</u> <u>本事業においては、中心市街地の商店街が行う、商店街のビジョンやその実現のための事業を盛り込んだ商店街活性化プランの策定に対し支援を行うものであり、プランの策定から事業の実施までを円滑に進めることで中心市街地の活性化につなげるために必要な事業である。</u> | | |
| 【事業名】 <u>商店街共同施設等整備事業</u> 【内容】 <u>商店街の共同施設整備や改修への支援を行う</u> 【実施時期】 <u>令和2年度～</u> | 長崎市 | <u>古くからの歴史と多様な文化を色濃く残す中心市街地の経済活力を向上するためには、まちなかの既存商店街の魅力と活力の向上が欠かせない。</u> <u>本事業においては、商店街の機能向上を図る共同施設整備や改修などの事業に対し支援を行うものであり、賑わいの創出、快適な商店街の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u> | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ～ (2) ②略
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現する | 支援措置の内容 | その他 |
|--------------|------|----------------|---------|-----|
|--------------|------|----------------|---------|-----|

| | | | | |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 【事業名】 市民トイレ活用事業 [再掲] (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (2) ①からの移設 | | | | |
| 新規追加 | | | | |
| 新規追加 | | | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) ～ (2) ②略
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現する | 支援措置の内容 | その他 |
|--------------|------|----------------|---------|-----|
|--------------|------|----------------|---------|-----|

| | | | | |
|---|-----------|--|---|-----|
| | | ための位置付け及び必要性 | 及び実施時期 | の事項 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 離島航路維持対策事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備を行う 【実施時期】 平成 28 年度～ | 長崎電気軌道(株) | 長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 <u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和 2～3 年度</u> | |
| 【事業名】 低床路面電車の導入事業 【内容】 車内の段差を解消し、車椅子スペースを設け、電停と車両入口部の段差を最小限に抑えた、超低床式路面電車の導入を行う 【実施時期】 平成 30 年度～ | 長崎電気軌道(株) | 誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信するサービス「ドコネ」との一体的な運用をおこなうことにより、誰もが移動しやすい環境を創出する。 多くの人の外出の機会を増やし、まちなかの交流人口の増加に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 <u>地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業)、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、又は観光振興事業</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和 3～5 年度</u> | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|----------------------------|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | | | |

| | | | | |
|---|-----------|--|---|-----|
| | | ための位置付け及び必要性 | 及び実施時期 | の事項 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 離島航路維持対策事業 (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 運行情報サイネージシステム導入事業 【内容】 各車両に搭載しているビーコンを活用し、主要電停で運行情報を提供するシステムの整備を行う 【実施時期】 平成 28 年度～ | 長崎電気軌道(株) | 長崎市の中心部を運行し、市民や観光客の移動手段として多く利用されている路面電車の主要な電停にサイネージシステムを導入し、利用客に車両の運行情報を提供する。 利用客にとってわかりやすく快適な利用環境を提供し、利便性の向上を図ることにより、中心市街地の回遊性の向上に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。 | 【措置の内容】 <u>訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和 2～6 年度</u> | |
| <u>(4) からの移設</u> | | | | |

(4) 国の支援措置がないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|-----------|---|---------------|--------|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 【事業名】 低床路面電車の導入事業 | 長崎電気軌道(株) | 誰もが利用しやすい低床車の導入を行い、電停のバリアフリー化や低床車の運行情報を配信 | | |

| No. | 区分 | 法令根拠/第15条 | 所属・役職 |
|-----------|---------|-------------------|-----------------------------------|
| 1 | まちづくり会社 | 第1項1号ロ (まちづくり) | 長崎つきまち(株)代表取締役社長 |
| 2 | 商工会議所 | 第1項2号イ(経済活力) | 会頭 |
| 3 | | | 都市整備委員長 |
| 4 | | | 商業部会長 |
| 5 | | | 専務理事 |
| 6 | 商店街団体 | 第4項2号(商業者) | 浜んまち6商会 会長 |
| 7 | | | 長崎市中通り商店街(振) 理事長 |
| 8 | | | 長崎市築町商店会 会長 |
| 9 | | | <u>長崎駅前商店街組合 理事長</u> |
| 10 | | | <u>長崎市新大工町商店街(振) 代表理事</u> |
| 11 | | | <u>長崎新地中華街商店街(振) 理事長</u> |
| 12 | 交通事業者 | 第4項2号(交通事業者) | 長崎自動車(株)代表取締役社長 |
| 13 | | | 長崎県交通局 局長 |
| 14 | | | 長崎電気軌道(株)代表取締役社長 |
| 15 | | | 九州旅客鉄道(株)長崎支社長 |
| 16 | | | (一社)長崎市タクシー協会 会長 |
| 17 | 地権者 | 第4項2号(地権者) | <u>浜町6東・8東・9番街区市街地再開発準備組合 理事長</u> |
| 18 | | | 新大工町地区市街地再開発組合 理事長 |
| <u>19</u> | | | <u>㈱リージョナルクリエーション長崎 取締役</u> |
| <u>20</u> | 市町村 | 第4項3号(市町村) | 長崎市まちづくり部政策監 |
| <u>21</u> | | | 長崎市商工部 部長 |

| No. | 区分 | 法令根拠/第15条 | 所属・役職 |
|-----------|---------|-------------------|-----------------------------|
| 1 | まちづくり会社 | 第1項1号ロ (まちづくり) | 長崎つきまち(株)代表取締役社長 |
| 2 | 商工会議所 | 第1項2号イ(経済活力) | 会頭 |
| 3 | | | 都市整備委員長 |
| 4 | | | 商業部会長 |
| 5 | | | 専務理事 |
| 6 | 商店街団体 | 第4項2号(商業者) | 浜んまち6商会 会長 |
| 7 | | | 長崎市中通り商店街(振) 理事長 |
| 8 | | | 長崎市築町商店会 会長 |
| 9 | | | <u>新地湊市商店街会 会長</u> |
| 10 | | | <u>長崎駅前商店街組合 理事長</u> |
| 11 | | | <u>長崎市新大工町商店街(振) 代表理事</u> |
| 12 | 交通事業者 | 第4項2号(交通事業者) | 長崎自動車(株)代表取締役社長 |
| 13 | | | 長崎県交通局 局長 |
| 14 | | | 長崎電気軌道(株)代表取締役社長 |
| 15 | | | 九州旅客鉄道(株)長崎支社長 |
| 16 | | | (一社)長崎市タクシー協会 会長 |
| 17 | 地権者 | 第4項2号(地権者) | <u>浜んまちエリアマネジメント協議会 委員長</u> |
| 18 | | | 新大工町地区市街地再開発組合 理事長 |
| <u>19</u> | | | <u>新規追加</u> |
| <u>19</u> | 市町村 | 第4項3号(市町村) | 長崎市まちづくり部政策監 |
| <u>20</u> | | | 長崎市商工部 部長 |

| No. | 区分 | 法令根拠／第15条 | 所属・役職 |
|-----|-----------|------------|------------------------------------|
| 22 | 金融機関 | 第8項（金融機関） | <u>(株)十八親和銀行 取締役専務執行役員</u> |
| 23 | 学識経験者 | 第8項（学識経験者） | (公財)ながさき地域政策研究所 理事長 |
| 24 | | | 長崎大学経済学部准教授 |
| 25 | 環境・コミュニティ | 第8項（市民） | NPO 法人長崎コンプラドール 理事長 |
| 26 | 地域経済 | | (一社)長崎青年会議所 理事長 |
| 27 | 観光 | | (一社)長崎国際観光コンベンション協会会長 |
| 28 | オブザーバー | 第7項（行政機関） | 経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長 |
| 29 | | 第7項（行政機関） | 国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課長 |
| 30 | | 第7項（行政機関） | 長崎県産業労働部経営支援課長 |
| 31 | | 第7項（関係機関） | <u>中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室長</u> |
| | | | <u>削除</u> |

- (3) 略
(4) 開催状況

| 開催日 | 内容 |
|------------|---|
| (略) | (略) |
| 令和元年9月27日 | 第3回長崎市中心市街地活性化協議会 ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について |
| 令和2年6月8日 | <u>第1回長崎市中心市街地活性化協議会</u> 長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取 ・認定長崎中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について |
| 令和2年10月28日 | <u>第2回長崎市中心市街地活性化協議会</u> ・認定長崎中心市街地活性化基本計画（第2期）の概要について |
| 令和3年2月12日 | <u>第3回長崎市中心市街地活性化協議会</u> 長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取 ・認定長崎中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について |

- (5) 略
[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1] ~ [2] 略
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 市内公共公益施設等の立地状況

- ①~③略
④主な交通機能施設（中心市街地及び周辺立地）

| 施設名 | 区域 | 備考 |
|-------|-------|----|
| JR長崎駅 | 中心市街地 | |

| No. | 区分 | 法令根拠／第15条 | 所属・役職 |
|-----|---------------|------------------|------------------------------------|
| 21 | 金融機関 | 第8項（金融機関） | <u>(株)十八銀行 代表執行役頭取</u> |
| 22 | | | <u>(株)親和銀行 取締役専務執行役員</u> |
| 23 | 学識経験者 | 第8項（学識経験者） | (公財)ながさき地域政策研究所 理事長 |
| 24 | | | 長崎大学経済学部准教授 |
| 25 | 環境・コミュニティ | 第8項（市民） | NPO 法人長崎コンプラドール 理事長 |
| 26 | 地域経済 | | (一社)長崎青年会議所 理事長 |
| 27 | 観光 | | (一社)長崎国際観光コンベンション協会会長 |
| 28 | オブザーバー | 第7項（行政機関） | 経済産業省九州経済産業局 流通・サービス産業課長 |
| 29 | | 第7項（行政機関） | 国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課長 |
| 30 | | 第7項（行政機関） | 長崎県産業労働部経営支援課長 |
| 31 | | 第7項（関係機関） | <u>中小企業基盤整備機構 九州本部 経営支援部 審議役</u> |
| 32 | <u>アドバイザー</u> | <u>第7項（関係機関）</u> | <u>中小企業基盤整備機構 九州本部 中心市街地サポートMG</u> |

- (3) 略
(4) 開催状況

| 開催日 | 内容 |
|-------------|---|
| (略) | (略) |
| 令和元年9月27日 | 第3回長崎市中心市街地活性化協議会 ・第2期長崎市中心市街地活性化基本計画（原案）について |
| 令和2年6月8日 | 長崎市中心市街地活性化協議会からの書面による意見聴取 ・認定長崎中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について |
| <u>新規追加</u> | |
| <u>新規追加</u> | |

- (5) 略
[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- [1] ~ [2] 略
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 市内公共公益施設等の立地状況

- ①~③略
④主な交通機能施設（中心市街地及び周辺立地）

| 施設名 | 区域 | 備考 |
|-------|-------|----|
| JR長崎駅 | 中心市街地 | |

| | | |
|------------------|-------|--|
| 長崎県営バスターミナル | 中心市街地 | |
| 長崎バス新地ターミナル | 中心市街地 | |
| 長崎港ターミナル（広域航路） | 中心市街地 | |
| 長崎港松が枝国際ターミナル | 中心市街地 | |
| 長崎バスココウォークバスセンター | 中心市街地 | |

(2) 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4から8に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新市庁舎建設事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業
- ・JR長崎本線連続立体交差事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・長崎駅周辺土地区画整理事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・長崎駅周辺地区整備事業
- ・新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・旧グラバー住宅保存整備事業
- ・旧オルト住宅保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・旧リンガー住宅保存整備事業
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・(3) に移設
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・桜町近隣公園整備事業
- ・花のあるまちづくり事業

| | | |
|------------------|-----------------|--|
| 長崎県営バスターミナル | 中心市街地 | |
| 長崎バス新地ターミナル | 中心市街地 | |
| 長崎港ターミナル（広域航路） | 中心市街地 | |
| 長崎港松が枝国際ターミナル | 中心市街地 <u>周辺</u> | |
| 長崎バスココウォークバスセンター | 中心市街地 | |

(2) 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の4から8に掲げた事業を行う。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・新市庁舎建設事業
- ・唐人屋敷顕在化事業
- ・銅座川プロムナード整備事業（街路）
- ・都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業[出島・南山手地区]
- ・市道籠町稲田町1号線電線共同溝整備事業
- ・公共下水道事業
- ・都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業
- ・都市計画道路片淵線（新大工工区）街路整備事業
- ・JR長崎本線連続立体交差事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業
- ・浜町地区市街地再開発事業
- ・長崎駅周辺土地区画整理事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・新市庁舎周辺道路整備事業
- ・岩原川周辺環境整備事業
- ・まちなか回遊路整備事業
- ・まちなみ整備事業
- ・都市計画道路長崎駅中央通り線街路整備事業
- ・都市計画道路長崎駅東通り線街路整備事業
- ・長崎駅周辺地区整備事業
- ・(4) からの移設
- ・旧長崎英国領事館保存整備事業
- ・伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ・文化財保存整備事業
- ・旧グラバー住宅保存整備事業
- ・旧オルト住宅保存整備事業
- ・出島和蘭商館跡復元事業
- ・新規追加
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業
- ・公共トイレ整備事業
- ・公園施設整備事業
- ・新市庁舎周辺道路電線共同溝整備事業
- ・市民トイレ活用事業
- ・市庁舎跡地活用事業
- ・桜町近隣公園整備事業
- ・花のあるまちづくり事業

- ・幸町・茂里町周辺道路整備事業
- ・污水管渠・下水処理場等整備事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業
- ・長崎スタジアムシティ整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業[再掲]
- ・新文化施設整備事業
- ・（仮称）こどもセンター整備事業
- ・社会福祉会館建替え事業
- ・市庁舎跡地活用事業 [再掲]
- ・県庁舎跡地活用事業 [再掲]

6. 居住環境の向上のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]

7. 経済活力向上のための事業

- ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

・削除

- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎郷土芸能大会
- ・長崎居留地まつり
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲]
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業

・削除

- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎開港 450 周年記念事業
- ・ながさきエコライフ・フェスタ
- ・ながさき実り・恵みの感謝祭

・（4）に移設

- ・まちなか商店街誘客事業

・商店街体制強化支援事業

・商店街にぎわい創出事業

・新たなにぎわい創出事業

- ・中心市街地公園整備事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]

- ・幸町・茂里町周辺道路整備事業
- ・污水管渠・下水処理場等整備事業
- ・県立図書館郷土資料センター（仮称）整備事業
- ・長崎スタジアムシティ整備事業
- ・県庁舎跡地活用事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・交流拠点施設整備事業
- ・新市庁舎建設事業[再掲]
- ・新文化施設整備事業
- ・（仮称）こどもセンター整備事業
- ・社会福祉会館建替え事業
- ・市庁舎跡地活用事業 [再掲]
- ・県庁舎跡地活用事業 [再掲]

6. 居住環境の向上のための事業

- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]

7. 経済活力向上のための事業

- ・第一種大規模小売店舗立地法特例区域の設定

・中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業

- ・長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
- ・Nagasaki まちなか文化祭事業
- ・長崎さるく
- ・長崎帆船まつり
- ・長崎くんち
- ・長崎郷土芸能大会
- ・長崎居留地まつり
- ・東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲]
- ・長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
- ・長崎ランタンフェスティバル
- ・中島川周辺活性化事業

・観光イルミネーション事業

- ・長崎ペーロン選手権大会
- ・まちなか再生推進事業
- ・長崎開港 450 周年記念事業
- ・ながさきエコライフ・フェスタ
- ・ながさき実り・恵みの感謝祭

・商店街持続化推進事業

- ・まちなか商店街誘客事業

・新規追加

・新規追加

・新規追加

- ・中心市街地公園整備事業
- ・新大工町地区市街地再開発事業[再掲]

- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・若年者雇用促進事業
- ・まちMICEプロジェクト

・削除

・削除

- ・企業立地推進事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]

・商店街持続化推進事業

・商店街活性化プラン策定支援事業

・商店街共同施設等整備事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業

・低床路面電車の導入事業

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

・(3)に移設

- ・茂里町駐車場整備事業

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1]～[2]略

[3]その他の事項

(1)長崎県との連携

- ・長崎港港湾計画との連携 略
- ・長崎県にぎわいの都市づくり基本方針等との連携 略
- ・都市再生総合整備事業による連携 略
- ・夜景観光に関する連携 略
- ・長崎駅周辺の景観・デザインに関する連携 略
- ・都市再生緊急整備地域の指定に関する連携

長崎市では、交流人口の拡大により地域活力の再生に取り組んでいるが、近年の予想を上回る人口減少により、再生が弱まることが懸念される。

人口流出の抑制や人口流入の促進を図るためには、民間活力を導入し、より快適に生活できる場の提供や若者も楽しめる場の創出等による都市の魅力を強化する必要がある。

そのため、県・市が連携して、民間都市開発の気運醸成や民間事業の実施に向けた環境づくりのため、国が政令で定める「都市再生緊急整備地域」の指定に向け、産学官金による都市再生緊急整備地域準備協議会を設立し、地域指定の範囲や都市再生の目標・方針となる地域整備方針を議論し、令和2年9月に内閣府より「長崎中央地域 都市再生緊急整備地域」の指定を受け、緊急かつ重点的に市街地の整備を進めている。

1 2. 略

- ・浜町地区市街地再開発事業[再掲]
- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・若年者雇用促進事業
- ・まちMICEプロジェクト

・長崎平和マラソン

・商店街賑わい整備事業

- ・企業立地推進事業
- ・市民トイレ活用事業[再掲]

・(2)①からの移設

・新規追加

・新規追加

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・新大工・馬町交差点改良事業
- ・離島航路維持対策事業
- ・運行情報サイネージシステム導入事業

・(4)からの移設

- ・二輪車等駐車場整備事業
- ・バリアフリー特定事業計画に基づく事業
- ・中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業(矢の平・伊良林地区、北大浦地区)

・低床路面電車の導入事業

- ・(仮称)茂里町駐車場整備事業

1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1]～[2]略

[3]その他の事項

(1)長崎県との連携

- ・長崎港港湾計画との連携 略
- ・長崎県にぎわいの都市づくり基本方針等との連携 略
- ・都市再生総合整備事業による連携 略
- ・夜景観光に関する連携 略
- ・長崎駅周辺の景観・デザインに関する連携 略
- ・新規追加

1 2. 略